

法科大学院評価基準要綱

平成16年10月
(平成22年9月改定)

独立行政法人
大学評価・学位授与機構

はじめに

平成 16 年 4 月、「司法試験」というこれまでの「点」による選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備する一環として、その中核的な教育機関という位置付けで法科大学院が創設された。またこれと同時に、法科大学院の教育活動等の質を保證することを目的として、第三者評価機関による認証評価制度も併せて整備された。

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、平成 17 年 1 月、文部科学大臣から認証評価機関としての認証を受けて、平成 21 年度までに 28 大学の法科大学院について認証評価を行ってきた。

法科大学院教育の現状については、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会において、総体としてみれば、一定の成果が上がっているが、認証評価の結果や司法修習生考試の結果などを踏まえると、法科大学院における教育の実施状況や法科大学院修了者の一部について問題が見られるとして、平成 21 年 4 月、認証評価の在り方も含め、「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」として、その改善方策が取りまとめられた。

機構では、平成 21 年度までに現在ある法科大学院すべてが認証評価を受け終わることから、2 巡目の認証評価に向けて、平成 21 年 3 月、「法科大学院認証評価検討ワーキンググループ」を設置して、法科大学院評価基準要綱改定に係る作業をスタートさせた。

この作業においては、これまで機構の認証評価を受けた法科大学院や機構の評価に携わった評価担当者からのアンケート結果や「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」の改善方策を踏まえ、適格認定の在り方や基準及び解釈指針の内容等について精査を行ってきた。

その結果、適格認定における総合判断の採用や重点基準の設定、法律基本科目の量的・質的充実等、より適切な認証評価を行うための評価基準の改定を行い、平成 22 年 6 月、新たな「法科大学院評価基準要綱」として決定するところとなった。

なお、本要綱のほかに、評価の詳細な手順等を示すものとして、各法科大学院が行う自己評価に当たっての実施要項（「自己評価実施要項」）や、機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書（「評価実施手引書」）等についても改定を行った。

新たな法曹養成制度の中核的な教育機関である法科大学院は、現在、軌道に乗り始めたばかりであり、様々な課題を有するものと思われるが、これまでの認証評価の結果を踏まえた上で、社会の声にも真摯に耳を傾け、法科大学院自らがその改善を図り、真に国民の期待と信頼に応えていくことが重要である。

機構としては、我が国の法科大学院の教育活動等の水準の維持・向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、これからも法科大学院評価システムの改善に向け、努力してまいり所存である。

目 次

はじめに	i
I 総 則	
1 評価の目的	1
2 評価基準の性質及び機能	2
3 適格認定	3
II 基準及び解釈指針	
第1章 教育の理念及び目標	
1-1 教育の理念及び目標	4
第2章 教育内容	
2-1 教育内容	5
第3章 教育方法	
3-1 授業を行う学生数	10
3-2 授業の方法	12
3-3 履修科目登録単位数の上限	14
第4章 成績評価及び修了認定	
4-1 成績評価	15
4-2 修了認定及びその要件	17
4-3 法学既修者の認定	19
第5章 教育内容等の改善措置	
5-1 教育内容等の改善措置	21
第6章 入学者選抜等	
6-1 入学者受入	23
6-2 収容定員及び在籍者数等	25
第7章 学生の支援体制	
7-1 学習支援	26
7-2 生活支援等	27
7-3 障害のある学生に対する支援	28
7-4 職業支援（キャリア支援）	29
第8章 教員組織	
8-1 教員の資格及び評価	30
8-2 専任教員の配置及び構成	31
8-3 教員の教育研究環境	33
第9章 管理運営等	
9-1 管理運営の独自性	34
第10章 施設、設備及び図書館等	
10-1 施設、設備及び図書館等	35
第11章 自己点検及び評価等	
11-1 自己点検及び評価	37
11-2 情報の公表	38
III 評価の組織及び方法等	
1 評価の種類	40
2 評価の組織	41
3 評価の方法等	42
4 教員組織調査	44
5 追評価	45
6 予備評価	46
7 評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保	47
8 情報公開	48
9 評価基準の改定等	49
10 評価手数料	50
参 考 資 料 法科大学院認証評価関係法令	51

I 総則

1 評価の目的

1-1

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施する。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価基準の性質及び機能

2-1

評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する大学評価基準として策定されたものである。

2-2

評価基準は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえて、同法第5条に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、評価基準に適合している旨の認定（以下「適格認定」という。）をする際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。

2-3

基準は、その内容により、次の2つに分類される。

- (1) 各法科大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等

- (2) 各法科大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。

例 「・・・に努めていること。」 等

2-4

2-3(1)の基準のうち、法科大学院教育の質を保證する観点から特に重視される基準を重点基準とする。

2-5

解釈指針は、各基準に係る説明及び例示を規定したものである。

ただし、「・・・が望ましい。」と規定されたものについては、各法科大学院において、当該解釈指針に定められた内容が実施されている場合、優れた特徴として取り扱うものとする。

3 適格認定

3-1

機構は、各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適格認定を与える（以下、機構から適格認定を受けた法科大学院を「機構認定法科大学院」という。）。

法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断は、各基準のうち、特に重点基準の判断結果を踏まえて行うものとする。

3-2

機構認定法科大学院は、評価基準で定める要件を継続的に充足するだけでなく、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、教育活動等の水準を高めることに努めなければならない。

Ⅱ 基準及び解釈指針

第1章 教育の理念及び目標

1-1 教育の理念及び目標

1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

解釈指針1-1-1-1

教育の理念及び目標が「適切に設定」されていることとは、各法科大学院の教育の理念及び目標が、多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという法科大学院制度の目的に適合していることをいう。

解釈指針1-1-1-2

教育の理念及び目標が「明確に示されている」こととは、各法科大学院の教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、広く社会に公表されていることをいう。

1-1-2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

解釈指針1-1-2-1

各法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況は、学生の学業成績及び在籍状況（原級留置者及び退学者等の状況を含む。以下同じ。）、並びに修了者の進路及び活動状況（司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況をいう。以下同じ。）、その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする。

第2章 教育内容

2-1 教育内容

2-1-1 : 重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

解釈指針2-1-1-1

法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていることが必要である。

解釈指針2-1-1-2

学生による段階的履修に資するよう、カリキュラムが適切に編成されているほか、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導が行われていることが必要である。

2-1-2 : 重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

解釈指針 2-1-2-1

法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目である。

解釈指針 2-1-2-2

法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなどして、法律基本科目などとの連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行う授業科目である。

解釈指針 2-1-2-3

基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることに寄与する専門的な教育内容を備えた授業科目である。

解釈指針 2-1-2-4

展開・先端科目は、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目である。

2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

解釈指針 2-1-3-1

例えば、法律基本科目に当たる授業科目が、展開・先端科目など他の科目区分の授業科目として開設されているときは、適切な科目区分にしたがって開設されているとはいえない。

2-1-4：重点基準

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

2-1-5：重点基準

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。）
10単位
- (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
32単位
- (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
12単位

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

- ア 模擬裁判
(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
- イ ローヤリング
(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

解釈指針 2-1-6-1

法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するについて、実務家教員と研究者教員が協力していることが必要である。

2-1-7: 重点基準

基準 2-1-2 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

2-1-8：重点基準

基準2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

第3章 教育方法

3-1 授業を行う学生数

3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

解釈指針3-1-1-1

法科大学院においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、基準3-1-1に適合する数の学生に対して授業が行われていることが必要である。(なお、適切な授業方法については解釈指針3-2-1-3を参照。)

解釈指針3-1-1-2

基準3-1-1にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次の各号に掲げる者を含む。

- (1) 当該授業科目を再履修している者。
- (2) 当該授業科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という。）及び科目等履修生。

解釈指針3-1-1-3

基準3-1-1に適合する学生数が維持されるための措置として、他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の授業科目の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られていることが必要である。

3-1-2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

解釈指針 3-1-2-1

法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、75人を超えている場合は、原則として、「標準」の範囲内にあるといえない。

75人を超える場合には、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかにされているとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に照らして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置が講じられていることが必要である。(解釈指針 3-2-1-3 及び解釈指針 3-2-1-4 を参照。)

3-2 授業の方法

3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針3-2-1-1

「専門的な法知識」とは、当該授業科目において法曹として一般に必要と考えられる水準及び範囲の法知識をいう。

解釈指針3-2-1-2

「批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力」とは、具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力をいう。

解釈指針3-2-1-3

「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、現地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいう。

解釈指針 3-2-1-4

法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が確実に実施されることが求められるとともに、法学未修者1年次においては、同一の授業科目の中でも、学修のテーマや学生の習熟度に応じて、双方向的又は多方向的な討論形式を基本としつつ、必要に応じて、講義形式をそれと適切に組み合わせるなど、授業方法の工夫が図られていることが必要である。

解釈指針 3-2-1-5

法律実務基礎科目については、次の各号に掲げる事項が確保されていることが必要である。

- (1) クリニック及びエクスターンシップにおいては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督が行われていること。
- (2) エクスターンシップにおいては、法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備されていること。また、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていないこと。

解釈指針 3-2-1-6

学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮して作成されていること。
- (2) 適切な教科書や補助教材が使用されていること。
- (3) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- (4) 予習及び復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
- (5) 授業時間外の自習が可能となるよう、基準10-1-1に適合する自習室、その他必要とされる設備、機器及び図書等が備えられていること。

解釈指針 3-2-1-7

集中講義を実施する場合には、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が十分に確保されるよう、実施の時期、授業時間割及び試験日の設定等について配慮されていることが必要である。

3-3 履修科目登録単位数の上限

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

解釈指針3-3-1-1

各年次（最終年次を除く。）における履修登録可能な単位数の上限は36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が基準3-3-1の趣旨に照らして合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれ6単位を限度として履修登録させることができる。

- (1) 法学未修者1年次に配当される基準2-1-2(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目。
- (2) 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目。

解釈指針3-3-1-2

法科大学院における最終年次については、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等の点を考慮し、履修登録可能な単位数の上限を44単位まで増加させることができる。

これを超える単位数の設定はすることができない。

解釈指針3-3-1-3

解釈指針3-3-1-1に定める履修登録可能な単位数は、原級留置となった場合の再履修科目単位数及び基準4-2-1(1)アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。ただし、進級が認められた場合の再履修科目単位については、4単位を限度として、履修登録可能な単位数に算入しないものとするができる。

解釈指針3-3-1-2に定める履修登録可能な単位数は、再履修科目単位数及び基準4-2-1(1)アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。

解釈指針3-3-1-4

研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、3年を超える標準修業年限を定める場合には、基準3-3-1及び解釈指針3-3-1-1において「36単位」とあるのは、「36を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と、解釈指針3-3-1-2において「44単位」とあるのは、「44を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。

第4章 成績評価及び修了認定

4-1 成績評価

4-1-1 重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

解釈指針4-1-1-1

基準4-1-1にいう各授業科目における「達成度」は、各学年、配当学期及び各授業科目の性質にしたがい、また将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して、適切に設定されていることが必要である。

解釈指針4-1-1-2

基準4-1-1(1)にいう「成績評価の基準」については、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針が設定され、かつ、各授業科目における成績評価の考慮要素があらかじめ明確に示されていることが必要である。ただし、授業科目の性質に照らして、これによることができない場合は、この限りでない。

解釈指針 4-1-1-3

基準 4-1-1 (2) にいう「措置」として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。
- (2) 各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）が法科大学院の教員間で共有されていること。

解釈指針 4-1-1-4

基準 4-1-1 (3) にいう「必要な関連情報」には、成績分布に関するデータ及び筆記試験における成績評価の基準を含む。

解釈指針 4-1-1-5

基準 4-1-1 (5) にいう「再試験」とは、筆記試験の成績を考慮要素とする成績評価において合格とされなかった者に対して行われる試験をいう。また、「追試験」とは、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験をいう。

4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

解釈指針 4-1-2-1

進級制を採用するに当たっては、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する授業科目の範囲）が適切に設定され、かつ、学生に周知されていることが必要である。

解釈指針 4-1-2-2

進級要件を定めるに当たっては、GPA制度が効果的に活用されていることが望ましい。

解釈指針 4-1-2-3

進級制を採用しない場合には、その理由が明らかにされるとともに、段階的学修を確保するための具体的な措置が定められ、その措置について学生に周知されていることが必要である。

4-2 修了認定及びその要件

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

解釈指針4-2-1-1

基準4-2-1(1)ウのただし書に定める単位数は、基準2-1-5のただし書による単位数に限るものとする。

解釈指針4-2-1-2

法科大学院の修了判定に当たっては、GPA制度が効果的に活用されていることが望ましい。

4-2-2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

4-3 法学既修者の認定

4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

解釈指針4-3-1-1

「適切な法律科目試験の実施及びその他の教育上適切な方法」とは、基準4-2-1（1）ウの趣旨に照らし当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するために適切な方法であって、法科大学院の入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保の要請に適合するものであることをいう。

解釈指針4-3-1-2

当該法科大学院が法学既修者として認定した者について履修免除が認められる法律基本科目は、法律科目試験の対象となった分野に対応する授業科目に限られていることが必要である。

解釈指針4-3-1-3

法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。ただし、教育上有益と認められる場合、一括して免除されるべき単位数の中から6単位を限度として、履修免除単位数を減少させることができる。

解釈指針4-3-1-4

法律科目試験の実施に当たっては、当該法科大学院を置く大学出身の受験者与其他の受験者との間で、出題及び採点において、公平を保つことができるような措置が講じられていることが必要である。

解釈指針4-3-1-5

学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行うことは認められない。ただし、当該法科大学院がそのような結果を考慮することが法学既修者としての認定を行うために必要である理由を明らかにしている場合は、この限りでない。

解釈指針4－3－1－6

当該法科大学院が法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていることが必要である。

第5章 教育内容等の改善措置

5-1 教育内容等の改善措置

5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

解釈指針 5-1-1-1

「教育の内容及び方法の改善」の対象として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 教育内容に関わるものとして、科目区分を意識したシラバスと授業の内容、学生の理解度や習熟度に配慮した授業の内容、授業科目間の連携及び授業内容の相互調整、理論的教育と実務的教育の架橋を図る授業内容等。
- (2) 教育方法に関わるものとして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を実施するための、適正な規模のクラス編成、授業の進め方やその形態の工夫、学生に対する発問や質疑への対応の仕方、学生相互間の討論を導き出す工夫、予習復習に関する適切な指示、授業で使用する教材や配付資料の選定等。

解釈指針 5-1-1-2

「研修及び研究」として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 教育の内容及び方法に対する学生（修了生を含む。）、同僚教員、外部者等の評価を受けて行う教員相互の討議。
- (2) 国内外の専門家を交えた講演会、研修会、シンポジウム等の開催。
- (3) 国内外の大学や研究所等における教育の内容及び方法に関する情報や研究成果の集積・活用。

解釈指針 5-1-1-3

「研修及び研究」を行うに当たって配慮すべき事項として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 研究者教員のうち、実務上の知見が不足すると認められる者については、担当する授業科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得させ、実務家教員のうち、教育上の経験が不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得させること。
- (2) カリキュラムの効果的な実施のために、教員相互の連携が特に求められている授業科目については、相互に連携する機会を十分に確保すること。

解釈指針5-1-1-4

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、法科大学院内に教育内容等の改善に関する組織が設置され、当該組織が収集管理する情報に基づき、改善すべき項目及びその方法に関する方針が決定され、改善に結びつける取組が適切に実施されていることをいう。

第6章 入学者選抜等

6-1 入学者受入

6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

解釈指針6-1-1-1

「必要な情報」とは、解釈指針11-2-1-1に定める事項をいう。

6-1-2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

6-1-3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

解釈指針6-1-3-1

入学者選抜における公平性及び開放性を確保するため、次の各号に掲げる取組が行われていることが必要である。

- (1) 入学者選抜において、当該法科大学院を置く大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下「自校出身者」という。）について優先枠を設けるなどの優遇措置を講じていないこと。入学者に占める自校出身者の割合が著しく高い場合には、それが不当な措置によるものでないことが明らかであること。
- (2) 入学者に対して法科大学院への寄附等の募集を行う場合には、その開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。
- (3) 身体に障害のある者に対して、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫するよう努めていること。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針6-1-4-1

入学者選抜に当たっては、適性試験を用いて、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。

解釈指針6-1-4-2

入学者選抜において、適性試験の成績が、適性試験実施機関が設定する入学最低基準点に照らして、適切に利用されていることが必要である。

6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

解釈指針6-1-5-1

多様性を確保するため、入学者選抜において、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。

- (1) 大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を適切に評価できるよう努めていること。
- (2) 実務等の経験を有する者については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めていること。
- (3) 入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めていること。
- (4) (3)の割合が2割に満たない場合には、入学者選抜の実施状況を公表するとともに、その満たなかった理由が示され、改善の措置が講じられていること。

6-2 収容定員及び在籍者数等

6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

解釈指針 6-2-1-1

「収容定員」とは、入学定員の3倍の数をいう。また、「在籍者」には、原級留置者及び休学者を含む。

6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

解釈指針 6-2-3-1

「入学者選抜における競争倍率」とは、合格者数に対する受験者数の割合をいう。

第7章 学生の支援体制

7-1 学習支援

7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

解釈指針7-1-1-1

「学習支援」として、ガイダンス及び個別に学生に対して行う履修指導・学習相談・各種の助言等が適切に行われていることが必要である。

解釈指針7-1-1-2

「学習支援」として、入学時に、次の各号に掲げる配慮がなされていることが必要である。

- (1) 法科大学院における教育への導入として、入学当初から効果的な学習を行うための配慮がなされていること。
- (2) 法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習を適切に行うための特段の配慮がなされていること。

解釈指針7-1-1-3

「学習支援」として、オフィスアワーが設けられている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時、場所及び面談の予約の方法等が周知されていることが必要である。また、オフィスアワーが設けられていない場合であっても、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるような措置が講じられていることが必要である。

解釈指針7-1-1-4

「学習支援の体制」として、チューター、ティーチング・アシスタント、法曹関係者によるアドバイザー等の各種教育補助者による学習支援体制の整備に努めていることが必要である。

7-2 生活支援等

7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

解釈指針7-2-1-1

「経済的支援」とは、入学料・授業料の減免及び徴収猶予のほか、奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等の措置をいう。

解釈指針7-2-1-2

「学生生活に関する支援体制の整備」とは、学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメント相談、メンタル・ケア、カウンセリング等を目的とした保健センター及び学生相談室等を設置するなどの相談助言体制の整備をいう。

7-3 障害のある学生に対する支援

7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

7-4 職業支援（キャリア支援）

7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

第 8 章 教員組織

8-1 教員の資格及び評価

8-1-1 : 重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

8-1-2 : 重点基準

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

解釈指針 8-1-2-1

基準 8-1-2 に定める専任教員は、大学設置基準第 13 条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第 9 条に規定する教員の数に算入することができない。

解釈指針 8-1-2-2

基準 8-1-2 に定める専任教員は、平成 25 年度までの間、解釈指針 8-1-2-1 にかかわらず、同基準に定める教員の数の 3 分の 1 を超えない範囲で、大学設置基準第 13 条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第 9 条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第 9 条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、基準 8-1-2 に定める専任教員の数のすべてを算入することができる。

8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

8-2 専任教員の配置及び構成

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

解釈指針8-2-1-1

基準8-2-1により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程たる法科大学院について1専攻に限り専任教員として取り扱われていることが必要である。

解釈指針8-2-1-2

基準8-2-1により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授であることが必要である。

解釈指針8-2-1-3

法科大学院には、その教育の理念及び目標を実現するために必要と認められる場合には、基準8-2-1に定める数を超えて、専任教員が適切に置かれていることが望ましい。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

解釈指針8-2-2-1

専任教員の科目配置について、入学定員100人を超える法科大学院においては、次の各号に掲げる人数の専任教員が各科目に置かれていることが必要である。

- (1) 入学定員101～199人の法科大学院については、法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも3科目について複数の専任教員が置かれていること。

- (2) 入学定員200人以上の法科大学院については、法律基本科目のうち、少なくとも公法系に4人、刑事法系に4人、民法に関する分野に4人、商法に関する分野に2人、民事訴訟法に関する分野に2人の専任教員が置かれていること。

8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

解釈指針8-2-3-1

「専任教員の科目別配置等のバランス」については、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に、各法科大学院の教育の理念及び目標に応じた専任教員が置かれていること、及び専任教員の年齢構成に著しい偏りがないよう努めていることが必要である。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

解釈指針8-2-4-1

基準8-2-4に定める実務家教員は、その実務経験との関連が認められる授業科目を担当していることが必要である。

解釈指針8-2-4-2

基準8-2-4に定めるおおむね2割の専任教員の数に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者を充てることができる。

8-2-5

基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

8-3 教員の教育研究環境

8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲にとどめられていること。

解釈指針8-3-1-1

各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、年間20単位以下であることが望ましい。なお、年間30単位を超える場合には、その理由を問わず、適切な範囲内にあるとはいえない。

8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

8-3-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

第9章 管理運営等

9-1 管理運営の独自性

9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

解釈指針9-1-1-1

「法科大学院の運営に関する重要事項」とは、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項をいう。

解釈指針9-1-1-2

「法科大学院の運営に関する会議」は、当該法科大学院の専任教授により構成されていることが必要である。

ただし、当該法科大学院の運営に関する会議の定めるところにより、准教授その他の教職員を加えることができる。

解釈指針9-1-1-3

法科大学院の運営の独自性を担保するために、解釈指針9-1-1-1の重要事項については、法科大学院の運営に関する会議における審議が尊重されていることが必要である。

9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

解釈指針9-1-3-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するために、法科大学院の設置者が、法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院の意見を聴取する適切な機会を設け、法科大学院の運営に必要な経費を負担していることが必要である。

第10章 施設、設備及び図書館等

10-1 施設、設備及び図書館等

10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

解釈指針10-1-1-1

「教室」、「演習室」及び「実習室」は、当該法科大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができる規模、質及び数が備えられ、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。

解釈指針10-1-1-2

「自習室」については、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されているとともに、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。

また、学生が図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、「自習室」の配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。

解釈指針10-1-1-3

「図書館」には、法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が適切に備えられ、その適切な管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。

解釈指針10-1-1-4

「図書館」には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に置かれていることが必要である。

図書館の職員は、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。

解釈指針 10-1-1-5

「教員室」は、少なくとも各常勤専任教員につき1室が備えられていることが必要である。非常勤教員については、教員室として、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるスペースを確保するよう努めていることが必要である。また、各教員室には研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されていることが必要である。

解釈指針 10-1-1-6

教員が学生と面談できる独立したスペースが確保されていることが必要である。

解釈指針 10-1-1-7

図書館を含む各施設は、当該法科大学院の専用であるか、又は、当該法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあることが必要である。

第11章 自己点検及び評価等

11-1 自己点検及び評価

11-1-1 重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

解釈指針11-1-1-1

「適切な評価項目」として、次の各号に掲げる内容を含む評価項目が設定されていることが必要である。

- (1) 教育課程の編成
- (2) 成績評価の状況
- (3) 入学者選抜の状況
- (4) 学生の在籍状況
- (5) 専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況
- (6) 修了者の進路及び活動状況

解釈指針11-1-1-2

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するに当たっては、法科大学院の運営に関する会議及び各種委員会が連携協力して改善に取り組んでいることが必要である。

11-1-2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

解釈指針11-1-2-1

「当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者」には、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者が含まれていることが必要である。

1 1 - 2 情報の公表

1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項の積極的な提供とは、次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されていることをいう。

- (1) 設置者
- (2) 教育の理念及び目標
- (3) 教育上の基本組織
- (4) 教員組織
- (5) 収容定員及び在籍者数
- (6) 入学者選抜
- (7) 標準修業年限
- (8) 教育課程及び教育方法
- (9) 成績評価、進級及び課程の修了
- (10) 学費及び奨学金等の学生支援制度
- (11) 修了者の進路及び活動状況

解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 2

解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1 (4) には、教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うために必要な教育上の指導能力を有することを示す資料を含む。

また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動を示す資料も公表されていることが望ましい。

1 1 - 2 - 2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1

「評価の基礎となる情報」には、基準 1 1 - 2 - 1 に定める法科大学院の教育活動等に関する重要事項に関する文書、並びに自己点検及び評価の結果に関する文書を含む。

解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 2

「適切な方法で保管されていること」とは、評価機関の求めに応じて、速やかに提出できる状態で保管されていることをいう。

Ⅲ 評価の組織及び方法等

1 評価の種類

1-1

学校教育法第109条第3項に規定する認証評価を実施するに当たっては、次の2種類の評価をもって実施する。

(1) 本評価

法科大学院の教育活動等の状況について、評価基準に適合しているかどうかの判断を行う評価

(2) 追評価

本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院を対象として、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて、評価基準に適合しているかどうかの判断を行う評価

1-2

本評価に先立ち、法科大学院の開設後、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について実施する評価を予備評価という。

1-3

法科大学院は、5年以内ごとに本評価を受けるものとする。

追評価を受けた法科大学院については、次の評価の時期は、当該追評価の実施年度からではなく、本評価の実施年度から起算するものとする。

2 評価の組織

2-1

機構は、次の評価組織により法科大学院の評価を実施する。

(1) 法科大学院認証評価委員会

法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、機構が実施する法科大学院の評価に関し、次の事項を審議し、決定する。

- ア 評価基準及び評価方法その他評価に必要な事項の制定、改定及び変更
- イ 評価報告書等の作成

(2) 評価部会及び運営連絡会議等

評価委員会の下に評価部会及び運営連絡会議を置く。

評価部会は、評価の対象となる法科大学院について書面調査及び訪問調査を実施し、評価報告書原案を作成する。

運営連絡会議は、評価部会等における横断的な事項の審議、評価報告書原案の調整、評価基準及び評価方法等に関する改善案の評価委員会への提案を行う。

特定の専門事項を調査する必要がある場合は、これを調査するため、評価委員会の下に専門部会を置くことができる。

2-2

評価委員会、評価部会、運営連絡会議及び専門部会の委員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができないこととする。

2-3

機構は、機構が実施する評価を、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高いものとするため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価担当者に対して、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施する。

3 評価の方法等

3-1

機構は、毎年度、法科大学院を置く大学からの申請に基づき、評価を実施する。

申請の方法等については、別に定める。

3-2

機構は、評価の申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該法科大学院の評価を実施する。

3-3

評価の手順は次のとおりとする。

- (1) 各法科大学院の自己評価等を踏まえ、法科大学院の教育活動等の状況を分析し、各基準を満たしているかどうかの判断を行う。
- (2) (1)の結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断を行う。
- (3) 基準ごとの分析・判断の結果に基づき、法曹養成の基本理念及び当該法科大学院の目的等に照らし、教育活動等の優れた点や改善を要する点等について明らかにする。

3-4

評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。

書面調査は、別途策定される自己評価実施要項に基づき、当該法科大学院が作成する自己評価書の分析等により実施する。

訪問調査は、別途策定される訪問調査実施要項に基づき、評価担当者が当該法科大学院を訪問し、書面調査では確認することのできない内容等を中心に調査を実施する。

3-5

評価結果を確定する前に、評価結果（案）を当該法科大学院を置く大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設ける。

意見の申立てがあった場合は、再度審議を行った上で、評価結果を確定する。

意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議を行うに当たっては、評価委員会の下にその年度の評価に加わらない者からなる専門部会を置く。専門部会は、意見の申立てに理由があるかどうかについて審査を行い、評価委員会は、その議を踏まえて評価結果を確定するものとする。

3-6

機構は、評価結果を評価報告書としてまとめ、当該法科大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表する。

評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、当該法科大学院を置く大学から提出された自己評価書（法科大学院の自己評価において根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）を機構のウェブサイトに掲載する。

4 教員組織調査

4-1

教員組織調査は、評価基準第8章の基準を満たしているかどうかの判断を行うため、法科大学院の専任教員等について、担当する授業科目の内容に即して、当該授業科目を担当するにふさわしい教育上の経歴・経験、研究業績、職務上の実績等を有しているか調査を実施した上で、当該法科大学院の教員組織に、教育上適切な教員が配置されているか確認するものとする。

4-2

教員組織調査を実施するため、評価委員会の下に専門部会を置く。

4-3

予備評価においては、教員組織調査は実施しない。

5 追評価

5-1

機構は、本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院を対象として、当該法科大学院を置く大学からの申請に基づき、追評価を実施する。

当該法科大学院の追評価の申請は、本評価実施年度の翌々年度まで受け付けるものとする。

申請の方法等については、別に定める。

5-2

機構は、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適格認定を与える。

5-3

追評価を実施するため、評価委員会の下に専門部会を置く。

6 予備評価

6-1

法科大学院の開設後、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの申請に基づき、予備評価を実施する。

6-2

予備評価は、当該法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために実施する。なお、予備評価は、本評価を申請する際の要件ではない。

6-3

予備評価の内容等は次のとおりとする。

- (1) 予備評価は、原則として本評価と同様に実施する。
ただし、初年度の入学者（3年課程）の修了以前の段階においては評価し得ない部分について、予備評価においては実施しないものとする。
- (2) 予備評価の評価結果は、当該法科大学院を置く大学に通知するが、文部科学大臣への報告、社会への公表を行うものではない。
- (3) 予備評価は、法科大学院に適格認定を与えるものではない。

7 評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保

7-1

- (1) 機構の評価を受けた法科大学院を置く大学は、次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間、毎年度、重点基準について、別に定める法科大学院年次報告書（以下「年次報告書」という。）の様式に従い、その状況を機構に提出するものとする。
- (2) 機構認定法科大学院を置く大学であって、評価において満たしていないとされた基準があるものは、次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間、その対応状況について、別に定める法科大学院対応状況報告書（以下「対応状況報告書」という。）の様式に従い、機構に提出するものとする。
ただし、対応状況報告書等の調査の結果、機構が翌年度以降の対応状況報告書等の提出を要しないと認めた基準については、この限りでない。
- (3) 機構は、年次報告書又は対応状況報告書の提出のない場合には、その旨を公表する。

7-2

- (1) 機構は、年次報告書を調査した結果、教育課程又は教員組織について、重要な変更があると認めた法科大学院については、当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、既に公表した評価の結果に変更内容を付記する。
- (2) 機構は、対応状況報告書等を調査した結果、評価において満たしていないとされた基準に係る対応状況について、当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、既に公表した評価の結果にその対応状況を付記する。

7-3

機構は、年次報告書を調査した結果、重点基準を満たさないおそれがあると判断した場合は、その旨を当該法科大学院を置く大学に通知する。

7-4

年次報告書及び対応状況報告書等を調査するため、評価委員会の下に専門部会を置く。

8 情報公開

8-1

機構は、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第169条第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供する。

8-2

機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）に基づき、原則として開示する。

ただし、法科大学院を置く大学から提出され、機構が保有することとなった法人文書（Ⅲ 3-6により公表済みのものを除く。）の開示に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該法科大学院を置く大学と協議するものとする。

9 評価基準の改定等

9-1

機構は、法科大学院関係者、法曹関係者及び評価担当者等の意見を踏まえ、適宜、評価基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努める。

評価基準の改定及び評価方法その他評価に必要な事項の変更は、事前に法科大学院関係者及び法曹関係者等へ意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会で審議し決定する。

なお、評価基準等が改定される場合には、相当の周知期間を置き、法科大学院の理解や自己評価の便宜等に配慮するものとする。

10 評価手数料

10-1

評価を実施するに当たっては、別に定めるところにより、評価手数料を設定し、徴収する。

る大学関係者及び法曹関係者並びに機構の教授その他専門の事項に關し学識経験のある者の中から機構長が運営委員の意見を聽いて委嘱する。

【独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会規則】

(目的)

第一条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成十六年規則第一号)以下「運営規則」という。第十四条第七項の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 運営規則第十四条第三項に規定する委員の任期は二年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

2 委員は、再任されることができ、
3 運営規則第十四条第四項に規定する専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第三条 委員長及び副委員長
委員の互選により選任する。
2 委員長は、委員会の会務を総理する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五条 委員会の庶務は、評価事業部法科大学院評価課において処理する。
第六条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。

【独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則】

(総則)

第一条 独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会(以下「委員会」という。)の職掌の手続きその他その運営に關し必要な事項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会規則に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

第二条 委員会は、その定めるところにより、評価の対象となる大学(以下「評価対象大学」という。)(一)とこの状況を調査するため、評価部会を置く。

2 当該部会に属すべき独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成十六年規則第一号)第十四条第三項に規定する委員(以下「委員」という。)及び同条第四項に規定する専門委員(以下「専門委員」という。)は、委員長が指名する。
3 当該部会に部長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
4 部長は、当該部会の事務を掌理する。
5 当該部会に副部長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)
第三条 委員会は、その定めるところにより、特定の専門事項を調査するため、専門部会を置くことができる。
2 当該部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
3 当該部会に部長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
4 部長は、当該部会の事務を掌理する。
5 当該部会に副部長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

第四条 委員会の会議の議案を整理するとともに、部会相互間の調整を図るため、委員会に運営連絡会議を置く。
2 当該会議に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
3 当該会議に主査を置き、当該会議に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
4 主査は、当該会議の事務を掌理する。
5 当該会議のうちから主査を置き、当該会議に属する委員及び専門委員のうちから主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

第五条 評価部会の会議は、部長が招集し、議長となる。
2 評価部会は、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
3 評価部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 前各項の規定は、専門部会及び運営連絡会議の議事に準用する。この場合において、「評価部会」とあるのは「専門部会」又は「運営連絡会議」と、「部長」とあるのは「運営連絡会議」において「主査」と読み替えるものとする。

第六条 委員及び専門委員は、「委員会」、「評価部会」、「専門部会」及び「運営連絡会議」において自己の關係する大学に關する事項については、その議事の議決に加わることができない。
(会議の公開)
第七条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。
一 委員長が、評価対象大学の具体的評価に關する審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若し

くは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等の間に混乱を生じさせるおそれがあるを判断した場合
二 その他委員長が必要と認める場合
(雑則)
第八条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。

【独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(抄)】

第二章 法人文書の開示

(法人文書の開示義務)
第五条 請求に係る法人文書は、開示請求があつたときは、開示請求者(以下「請求者」という。)のいづれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。
一 個人に關する情報(事業を営む個人の当該事業に關する情報を除く)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)(一)に關する情報又は事業を営む個人の当該事業に關する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的で

あると認められるもの
三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間に關する審議、検討又は協議に關する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若し又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの
四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に關する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ
ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ニ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ホ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、公正かつ円滑な人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ト 国若しくは地方公共団体が經營する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ

あると認められるもの
三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間に關する審議、検討又は協議に關する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若し又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの
四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に關する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ
ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ニ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ホ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、公正かつ円滑な人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ト 国若しくは地方公共団体が經營する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ

あると認められるもの
三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間に關する審議、検討又は協議に關する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若し又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの
四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に關する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ
ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ニ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ホ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、公正かつ円滑な人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ト 国若しくは地方公共団体が經營する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ

あると認められるもの
三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間に關する審議、検討又は協議に關する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若し又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの
四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に關する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ
ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ニ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ホ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、公正かつ円滑な人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ト 国若しくは地方公共団体が經營する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ

あると認められるもの
三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間に關する審議、検討又は協議に關する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若し又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの
四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に關する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ
ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ニ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ホ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、公正かつ円滑な人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ト 国若しくは地方公共団体が經營する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ

あると認められるもの
三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間に關する審議、検討又は協議に關する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若し又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの
四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に關する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ
ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ニ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ホ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、公正かつ円滑な人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ト 国若しくは地方公共団体が經營する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ

ともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき一人の専任教員を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻には、それぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の専攻とみなして同項の規定を適用して得られる専任教員の数(次項に係る収容定員の割合に応じてそれぞれ按分した数(その数に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、その数が一に満たないときは一とする。以下この条において「専門職大学院別専任教員数」という。))の専任教員を置くものとする。

3 前項の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る専門職大学院別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいづれかの専門職大学院の当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとする。

4 第二項の規定による当該共同教育課程を編成する専門分野の別に、最小専門職大学院別専任教員数に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該専攻に係る専任教員数は、最小専門職大学院別専任教員数以上とする。この場合において、当該最小専門職大学院別専任教員数から前二項の規定を適用して得られたならば当該専攻に置くものとされる専任教員数を減じた数の専任教員については、他の専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻の専任教員がこれを兼ねることができ。

5 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員又は第二項及び第三項若しくは前項の規定によりそれぞれ別の専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。ただし、同項後段に規定する場合は、この限りでない。

6 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は第二項及び第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員数を合計した数の半数以上は、原則として教授でなければならない。

(専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員)

第二條 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は同条第二項及び第三項若しくは同条第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。

2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者であつて、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う

者で足りるものとする。

3 法科大学院に対する前二項の規定の適用については、これらの項中「おおむね三割」とあるのは「おおむね二割」と読み替へるものとする。

4 法科大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、法曹としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

(法科大学院の入学者選抜)

第三條 法科大学院は、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の割合が三割以上となるよう努めるものとする。

2 法科大学院は、前項の割合が二割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するものとする。

(法科大学院の収容定員)

第四條 法科大学院においては、法学既修者を入学させるかどうかにかかわらず、その収容定員は当該法科大学院の入学定員の三倍の数とする。

第五條 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開講するものとする。

第一 憲法、行政法、民法、商法、民法訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。

第二 法律実務基礎科目(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

第三 基礎法学・隣接科目(基礎法学に関する分野又はその他の実定法に関する多様な分野の科目であつて、展開・先端科目(先端的な法領域に関する科目その他の実定法以外のもの)をいう。)

第四 法律基本科目(憲法、行政法、民法、商法、民法訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

第五 法律実務基礎科目(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

第六 展開・先端科目(先端的な法領域に関する科目その他の実定法以外のもの)をいう。

第七 法科大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開講するとともに、学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、共同教育課程を編成する法科大学院(以下この項において「構成法科大学院」という。)は、当該構成法科大学院のうち一の法科大学院が開講する授業科目を、当該構成法科大学院のうち他の法科大学院が開講したものとそれぞれみなすものとする。

(法科大学院の授業を行う学生数)

第六條 法科大学院は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少数とすることを基本とする。

2 前項の場合において、法律基本科目の授業については、五十人を標準として行うものとする。

(法科大学院の履修科目の登録の上限)

第七條 法科大学院の学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は、一年につき三十六単位を標準として定めるものとする。

【大学院に専攻ごとに置くものとされる教員の数について定める件】(文部科学省告示第百七十五号)

一 大学院には、専門分野の別に、別表第一及び別表第二に定める専任教員組織として、別表第一及び別表第二に定める

ところにより、大学院設置基準第九條第一項各号に掲げる資格を有する教員(以下「研究指導教員」という。)を置くこととし、それらの表のその他の教員組織の欄に定める研究指導の補助を行い得る教員(以下「研究指導補助教員」という。)を置くものとする。

二 別表第一及び別表第二のその他の教員組織の欄に定める場合においても、それらの表に定める研究指導教員と同数の研究指導補助教員を置くものとする。

三 第一号に定めるもののほか、別表第三に定めるところにより、学生の収容定員に、必要な数の研究指導教員を置くものとする。

四 第一号から前号までの規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻には、それぞれの大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の専攻とみなして第一号から前号の規定を適用して得られる研究指導教員の数(次号において「全体研究指導教員数」という。))及び研究指導補助教員の数(次項において「全体研究指導補助教員数」という。))をこれらの専攻に係る収容定員の割合に応じてそれぞれ按分した数(その数に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、その数が一に満たないときは一とする。以下それぞれ「大学院別研究指導教員数」と「大学院別研究指導補助教員数」という。))の研究指導教員及び研究指導補助教員を置くものとする。

五 前号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教員数の合計が全体研究指導教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいづれかの専門職大学院の当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員がこれを兼ねることができ。

六 第四号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教員数が、当該専攻の専門分野の別に、別表第一又は別表第二に定める研究指導教員数(以下この号において「最小大学院別研究指導教員数」という。)に満たないときは、前二号の規定にかかわらず、当該専攻に係る研究指導教員数は、最小大学院別研究指導教員数以上とする。この場合において、当該最小大学院別研究指導教員数から前二号の規定を適用して得られたならば当該専攻に置くものとされる研究指導教員数を減じた数の研究指導教員については、他の大学院を置く当該共同教育課程を編成する専攻の研究指導教員がこれを兼ねることができ。

【独立行政法人大学評価・学位授与機構法(抄)】

第四章 業務等

(業務の範囲)

第十四條 機構は、第三條の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

二 学校教育法第百四條第四項の規定により、学位を授与すること。

三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、国立大学法人法第三十五條において読み替へて準用する通則法第三十四條第二項の規定による国立大学法人評価委員会(以下この項において「評価委員会」という。)から前項第一号の評価の実施の要請があつた場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となつた国立大学又は大学共同利用機関に提供し、及び公表するものとする。

3 第一項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に、必要な事項は、文部科学省令で定める。

【独立行政法人大学評価・学位授与機構に関する省令(抄)】

(大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する事項)

第十六條 機構は、機構法第十六條第一項第一号の評価については、同条第二項の規定により国立大学法人評価委員会からの要請があつた場合を除き、大学等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律第百一十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は大学等の設置者からの要請を受けて行うものとする。

第十七條 機構は、機構法第十六條第一項第二号の規定により大学等の教育研究活動等の状況についての評価を決定しようとするときは、あらかじめ、当該大学等に意見の申立ての機会を付与するものとする。

【独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則(抄)】

第六章 評価委員会等

第十四條 機構は、法科大学院からの要請に基づき行う、教育研究活動の状況についての評価(以下この条において「法科大学院別研究指導教員」という。)について審議する法科大学院別研究指導委員会を置く。

2 機構長は、機構が行う法科大学院別研究指導委員会に、必要な事項を定めるについては、法科大学院別研究指導委員会の議を定めてこれを行うものとする。

3 法科大学院別研究指導委員会は、委員三十人以内で組織し、委員は、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者を並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて委嘱する。

4 法科大学院別研究指導委員会に、機構が行う法科大学院別研究指導に関し専門的事項を調査するため、専門委員を置く。

5 専門委員は、法科大学院に関し高く広い知見を有す

へ一)の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること。

ト 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること。

チ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的リ ン 授業の実施に関すること。

リ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。

ル 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。

ロ 教育上必要な施設及び設備(ワ)に掲げるものを除く。ニ)に関すること。

カ 法科大学院の課程を修了した者の進路(司法試験の合格状況を含む)に関すること。

キ 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関等との連携等に関する法律(平成十四年法律第三十九号)第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五條第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

ク 第二条に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法百十條第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していることとする。

「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」(抄)

(法曹養成の基本理念)

第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の結果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に關係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院(学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)第九十九條第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするもの)を以下(同じ)において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもつて、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力(弁論的能力を含む。次条第三項において同じ)並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上

で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

二 司法試験において、前号の法科大学院における教育と有機の連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うこと。

三 司法修習生の修習において、第一号の法科大学院における教育と有機の連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させること。

(法科大学院の適格認定等)

第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況(以下単に「教育研究活動の状況」という)について評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法百十條第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法百九條第四項に規定する大学評価基準(以下この条において「法科大学院評価基準」という)の内容が法曹養成の基本理念(これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む)を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

2 学校教育法百九條第二項に規定する認証評価機関(以下この条において単に「認証評価機関」という)が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価(第四項において単に「認証評価」という)においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているかどうかの認定をしなければならない。

3 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(第五項において「適格認定」という)を受けようとする教育研究水準の向上に努めなければならない。

4 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認証評価を行った認証評価機関から学校教育法百十條第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

5 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動の状況について適格認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該法科大学院の教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求めようとする。

「専門職大学院設置基準」(抄)

第一章 総則

第一条 専門職大学院の設置基準は、この省令の定めるところによる。

2 この省令で定める設置基準は、専門職大学院を設置するに必要な最低の基準とする。

3 専門職大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。(専門職学位課程)

第二条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

2 専門職学位課程の標準修業年限は、二年又は一年以上二年未満の期間(一年以上二年未満の期間は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限る。)とする。(標準修業年限の特例)

第三条 前条の規定にかかわらず、専門職学位課程の標準修業年限は、教育上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が二年の課程にあつては、一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とし、その標準修業年限が一年以上二年未満の期間の課程にあつては当該期間を超える期間とすることができる。

前項の場合において、一年以上二年未満の期間とすることができるときは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

第二章 教員組織

第四条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野の高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第九條第一項に規定する教員の数に算入できないものとする。

3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務的能力を有する者を含むものとする。

第三章 教育課程

第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業を行う学生数)

第七条 専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法等)

第八条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

2 大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で開催さ

せることは、これによつて十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

第九条 専門職大学院は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。

この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第三条中面接授業又はメディアを利用して行う授業に関する部分、第四条並びに第五条第一項第三号及び第二項の規定を準用する。

(成績評価基準等の明示等)

第十条 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的研修等)

第十一条 専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第十二条 専門職大学院は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第十三条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和五十二年法律第七十二号)第一条第一項に規定する千九百七十二年法律第二十一号(国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第二十一条第二項及び第二十七條第二項において「国際連合大学」という)の教育課程における授業科目を履修する場合)について準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第十四条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

法科大学院認証評価関係法令

学校教育法(抄)

第九節 大学
第九十条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとす。

② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従つて行うものとする。
第九十一条 認証評価機関にならうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

⑤ 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
三 第四項に規定する措置(同項に規定する通知を除く。)の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理者の定めのあるものを含む。次号において同じ。)であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。
六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
⑥ 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

⑦ 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。
認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文

部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
⑧ 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

学校教育法施行令(抄)

第五章 認証評価

第四十条 法第九十条第二項(法第二百三十三条において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は七年以内、法第九十条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。
(学校教育法施行規則(抄))

第六十六条 大学は、学校教育法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し、同項の項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

第六十六条 大学は、学校教育法第九十条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出して行うものとする。
一 名称及び事務所の所在地
二 役員(申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理者の定めのあるものである場合において、当該代表者又は管理者)の氏名
三 評価の対象
四 大学評価基準及び評価方法
五 評価の実施体制
六 評価の結果の公表の方法
七 評価の周期
八 評価に係る手数料の額
九 その他評価の実施に関し参考となる事項
② 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日の属する事業年度に設立された法人(申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理者の定めのあるものを含む。)にあつては、その設立時における財産目録)
三 申請の日の属する事業年度の前事業年度における大学の教育研究活動等の状況についての評価の業務の実施状況(当該評価の業務を実施していない場合にあつては、申請の日の属する事業年度及びその翌事業年度における認証評価の業務に係る実施計画)を記載した書面
四 認証評価の業務以外の業務を行つている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書面
第六十七条 学校教育法第九十条第四項に規定する公表は、刊行物の掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができする方法によつて行うものとする。

③ 第一項に規定するもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
一 教育研究上の基本となる組織に関すること。
二 教員組織に関すること。
三 教育課程に関すること。
四 施設及び設備に関すること。
五 事務組織に関すること。
六 財務に関すること。
七 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

④ 第一項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
一 教員組織に関すること。
二 教育課程に関すること。
三 施設及び設備に関すること。
四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

⑤ 法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 大学の教員及びそれ以外の者があつて大学の教育研究活動等に関し職責を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第九十条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。
二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
三 認証評価の業務に従事する者に對し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
四 法第九十条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。
五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第九十条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。
第三条 法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしてしていること。
二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしてしていること。
三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。
四 前項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となつた専門職大学院の教育課程が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしてしていることとする。
(法科大学院に係る法第九十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)
第四条 第一項第一号及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院(以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。)の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 大学評価基準が、第一号第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。
ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること。
ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。
ニ 在学する学生の教の収容定員に基づく適正な管理に関すること。
ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関する

学校教育法第九十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(抄)

第一条 学校教育法以下「法」という。第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、法並びに大学(大学院を含み、短期大学を除く。)に係るものにあつては、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第三十八号)及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部省令第十六号)に、短期大学に係るものにあつては、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)に、それぞれ適合していること。

二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たつては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

② 前項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
一 教育研究上の基本となる組織に関すること。
二 教員組織に関すること。
三 教育課程に関すること。
四 施設及び設備に関すること。
五 事務組織に関すること。
六 財務に関すること。
七 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

③ 第一項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
一 教員組織に関すること。
二 教育課程に関すること。
三 施設及び設備に関すること。
四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

④ 第一項に規定するもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしてしていること。
二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしてしていること。
三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。
四 前項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となつた専門職大学院の教育課程が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしてしていることとする。
(法科大学院に係る法第九十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)
第四条 第一項第一号及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院(以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。)の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 大学評価基準が、第一号第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。
ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること。
ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。
ニ 在学する学生の教の収容定員に基づく適正な管理に関すること。
ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関する

する者が認証評価の業務に従事していること。
二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
三 認証評価の業務に従事する者に對し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
四 法第九十条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。
五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第九十条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。
第三条 法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしてしていること。
二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしてしていること。
三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。
四 前項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となつた専門職大学院の教育課程が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしてしていることとする。
(法科大学院に係る法第九十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)
第四条 第一項第一号及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院(以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。)の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 大学評価基準が、第一号第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。
ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること。
ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。
ニ 在学する学生の教の収容定員に基づく適正な管理に関すること。
ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関する

する者が認証評価の業務に従事していること。
二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
三 認証評価の業務に従事する者に對し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
四 法第九十条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。
五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第九十条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。
第三条 法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしてしていること。
二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしてしていること。
三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。
四 前項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となつた専門職大学院の教育課程が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしてしていることとする。
(法科大学院に係る法第九十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)
第四条 第一項第一号及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院(以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。)の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 大学評価基準が、第一号第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。
ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること。
ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。
ニ 在学する学生の教の収容定員に基づく適正な管理に関すること。
ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関する